平成30年(厚)第257号(以下「甲事件」という。)

平成30年(厚)第557号(以下「乙事件」という。)

令和元年5月31日裁決

# 主文

後記「事実」欄第2の2(3)記載の原処分を いずれも取り消す。

#### 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

- 1 甲事件及び乙事件の再審査請求人(以下「請求人」という。)の甲事件に係る再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めるということである。
- 2 請求人の乙事件に係る再審査請求の趣 旨は、後記第2の2(1)記載の本件未支給 保険給付の支給を求めるということであ る。

#### 第2 事案の概要

### 1 事案の概要

本件は、請求人が、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。) 附則第8条に規定するいわゆる特別支給の老齢厚生年金(以下「特老厚年金」という。) の受給権者であった亡A(以下「A」という。)が死亡したので、その内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求するとともに、後記2(1)記載の本件未支給保険給付の支給を請求したところ、厚生労働大臣が、請求人に対し、後記2(3)記載の原処分をしたことから、請求人が、原処分をいずれも不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。) に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

# 2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審 査請求をするに至る経緯として、次の各 事実が認められる。

(1) 請求人は、特老厚年金の受給権者で あったAが平成○年○月○日に死亡し たので、同年○月○日(受付)、厚生労

- 働大臣に対し、Aの内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求するとともに、Aに支給すべき特老厚年金に係る保険給付で未支給のもの(以下「本件未支給保険給付」という。)の支給を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「生計を維持されていたとは判断できないため。」という理由により、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「本件遺厚不支給処分」という。)をした。
- (3) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日 付けで、請求人に対し、「あなたから請 求のありました、下記の受給権者(注: Aを指す。)の死亡に係る国民年金未支 給年金・厚生年金保険未支給保険給付 については、あなたが同給付を請求で きる遺族の範囲(受給権者の配偶者(事 実上婚姻関係と同様の事情にある者を 含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉 妹またはこれらの者以外の三親等内の 親族)に該当していない という理由 により、本件未支給保険給付を支給し ない旨の処分(以下「本件未支給保険 給付不支給処分」といい、本件遺厚不 支給処分と併せて「原処分」という。) をした。なお、保険者代理人は、審理 期日において、本件未支給保険給付不 支給処分については、Aの死亡に係る 国民年金未支給年金は該当がないた め、厚生年金保険未支給保険給付のみ が対象となる旨陳述した。
- (4) 請求人は、本件遺厚不支給処分を不 服として、平成○年○月○日(受付)、 審査官に対し、審査請求をした。
- (5) 請求人は、本件未支給保険給付不支 給処分を不服として、平成〇年〇月〇 日(受付)、審査官に対し、審査請求を した。
- (6) 審査官が、上記(4)記載の審査請求について、平成○年○月○日付けで、棄却の決定をしたことから、請求人は、本件遺厚不支給処分を不服として、同年○月○日(受付)、当審査会に対し、

再審査請求をした。

- (7) 審査官が、上記(5)記載の審査請求について、平成○年○月○日付けで、棄却の決定をしたことから、請求人は、本件未支給保険給付不支給処分を不服として、同年○月○日(受付)、当審査会に対し、再審査請求をした。
- (8) 当審査会は、本件未支給保険給付不 支給処分に係る乙事件を、本件遺厚不 支給処分に係る甲事件に併合して審理 することとした。
- 第3 当事者等の主張の要旨 (略)

#### 理由

# 第1 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付 済期間と保険料免除期間とを合算した期 間が25年以上である者に限る。) 又は保 険料納付済期間と保険料免除期間とを合 算した期間が25年以上である者が死亡 した場合は、死亡した者(以下「適格死 亡者 | という。) の配偶者であって、適格 死亡者の死亡当時、適格死亡者によって 生計を維持したものに遺族厚生年金が支 給される。そして、配偶者には、婚姻の 届出をしていないが、事実上婚姻関係と 同様の事情にある者(いわゆる内縁関係 にある者)を含むとされ、また、適格死 亡者によって生計を維持した者とは、適 格死亡者と生計を同じくしていた者で あって年額850万円以上の収入又は年 額655万5000円以上の所得(以下、 上記の収入額又は所得額を「基準額」と いう。)を将来にわたって有すると認めら れる者以外のものとされている(厚年法 第3条第2項、第58条第1項第4号及 び第59条、厚生年金保険法施行令第3 条の10並びに「生計維持関係等の認定 基準及び認定の取扱いについて | (平成 23年3月23日年発0323第1号厚 生労働省年金局長通知。以下「本件通 知!という。))。
- 2 特老厚年金の受給権者が死亡した場合 において、その死亡した受給権者に支給

- すべき特老厚年金に係る保険給付でまだ その者に支給しなかったもの(以下「未 支給保険給付」という。)があるときは、 その受給権者の配偶者であって、その受 給権者の死亡当時、受給権者と生計を同 じくしていたものは、自己の名で、その 未支給保険給付の支給を請求することが できるとされている。そして、配偶者に は、婚姻の届出をしていないが、内縁関 係にあった者を含むとされている(厚年 法第3条第2項及び第37条第1項並び に本件通知)。
- 3 本件の場合、Aの死亡当時において、 Aが適格死亡者及び特老厚年金の受給権 者であったこと、請求人とAが戸籍上の 婚姻関係を有していなかったこと、及び、 請求人が基準額以上の収入又は所得を将 来にわたって有すると認められる者以外 のものであったことについては、後記第 2の1(1)ないし(3)及び(5)の認定事実から 明らかであり、これらの点についての当 事者間の争いはないものと認められると ころ、請求人は、前記「事実」欄第2の 2(2)及び(3)にそれぞれ記載の理由により、 遺族厚生年金及び本件未支給保険給付を いずれも支給しない旨の処分がされたこ とを不服としているのであるから、本件 の問題点は、本件における具体的事実関 係に照らして、Aの死亡当時において、 請求人がAと生計を同じくしていた事実 上婚姻関係と同様の事情にある者であっ たと認めることができないかどうか、と いうことである。

### 第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。なお、次に掲げる資料はいずれも写しである。
  - (1) B市長が証明するAを筆頭者とする 戸籍の全部事項証明書(改製日平成○ 年○月○日。平成○年○月○日付け。) によれば、Aは、昭和○年○月○日に 出生し、婚姻関係のあったCとの間に 長男Dをもうけたが、遅くとも平成○ 年○月○日からAが平成○年○月○日 に死亡するまでの間は、婚姻の記録は

記載がなく、Aの死亡届は、親族としてDが提出している。そして、同市長が証明する請求人の父であるEを筆頭者とする戸籍の全部事項証明書(改製日平成○年○月○日付け。)によれば、請求人は、昭和○年○月○日に出生し、婚姻の記録は記載がない。

- (2) Aは、平成○年○月○日午後○時○ 分、○○市○○○に所在のa病院において、原発不明癌により死亡した。
- (3) Aは、特老厚年金の受給権を、61歳に達した平成〇年〇月〇日に取得し、同人の死亡により失権するまで有していた。また、Aは、その死亡時において、厚生年金保険の被保険者期間として〇月、地方公務員等共済組合の加入員期間として〇月を有していた。
- (4) B市長が証明する請求人を世帯主と する世帯全員の住民票(平成○年○月 ○日付け) によれば、請求人は、妹F とともに、平成○年○月○日に同市○ ○町○-○から同市○○町○-○-○ 00000000000(以下「b 宅 という。) に転居し、その後、Aの 死亡の時まで、住所の変更はなく、b 宅において、請求人とFの2名を世帯 員とする世帯の世帯主となっている。 そして、同市長が証明するAに係る住 民票の除票(平成○年○月○日付け) によれば、Aは、昭和○年○月○日に 同市〇〇 〇から同市〇〇 〇 (以下 [ c 宅」という。) に転居し、その後、死亡 の時まで住所の変更はなく、c宅にお いて世帯主となっていた。
- (5) B市長が証明する請求人に係る平成 〇年度(平成〇年分)市県民税所得課 税証明書(平成〇年〇月〇日付け)に よれば、請求人に係る平成〇年分の合 計所得金額及び総所得金額はいずれも 〇円である。
- (6) 請求人が作成した事実婚関係及び生 計同一関係に関する申立書(平成〇年 〇月〇日付け。以下「本件申立書」と いう。)があり、その主な内容を記載す

ると、次のとおりである。

同居についての申立: H○. ○月より○○のA宅で同居生活開始。 (G体調くずしH○. ○月退職を機に)A前妻とは死別していたが、家族(義理含む)への配慮から入籍は元より住民票の異動についても時期をみることにしていた。

経済的援助についての申立

Aから請求人に対する経済的援助 の有無:あり

経済的援助の回数:常に

経済的援助の内容: GはH○. ○ 月退職後 現在に至るまで無 職。同居の住宅費(借家家賃) 公共料金、食費等生活費全てA にて負担。A職場にて妻との認 識は得ていたが上記2 (注: 「同 居についての申立|欄を指す。 以下同じ。) での配慮から事実婚 としての認定は受けず税金面社 会保険の扶養に入らず、Gの国 保料、国民年金1号納付 ケイ タイ料金代支払は現金(納付書 にて) A負担、Gのピアノ修理 代、現金又は、A口座より引落。 A手術時(○○○○年)家族保 証人はGにて(事実婚の場合は 「知人」と明記する様 病院より 指示あり。今回、〇〇〇〇年〇 月から死亡に至るまでの病院対 応は、息子(D)が○○に居住 地を移した時期と重なった為 (住民票は○○の亡祖父宅) 利便 性もあり、息子にて署名。G郵 便物について、G知人等にも事 実婚の認識が浸透しており○○ へ届いている。宅急便も○○G 宛あり。自治会へ年度当初世帯 員の報告をする際も A G連 名で提出

定期的な音信・訪問についての申立 音信の手段:常に同居 訪問回数:常に

音信・訪問の内容: H〇. ○月よ

り現在に至るまで、○○のA宅にて同居。住民票はH○. ○月まで居住(実妹Fと同居していた。現在も妹は居住)の○○町に置いている。(②の事情により)

(7) 請求人が作成した遺族厚生年金請求 にかかる確認事項回答書(平成○年○ 月○日付け)があり、その主な内容を 記載すると、次のとおりである。

死亡者: A様とは、平成○年○月より同居されていたとのことですが、どなたかの持家でしょうか。社宅や賃貸物件だったのでしょうか。また賃貸契約の場合、賃貸契約書やA様G様が居住していたことが確認できる資料等はございますか:居住していた 賃貸(名義: A)

賃貸の場合、契約書:ない 賃貸の場合、同居していたことが 確認できる資料:ある

A様からG様に対し、経済的援助は あったとのことですが、ご提出い ただきました資料以外での援助の 方法や確認できる資料等はありま すか。:援助の方法(現金) 資料 等(ない)

生命保険等の受取はありますか: ない

税金等を(G様分)A様が支払った 領収書等はありますか。: ある

A様の葬儀について喪主はどなたが されましたか。御礼状等の資料は ありますか。: 喪主(D) 死亡者 との続柄(長男) 御礼状等資料の 添付(ある)

- 葬儀費用はどなたが負担されました か。領収書等の資料はあります か。: 負担された方(D) 死亡者 との続柄(長男) 領収書等資料の 添付(ある)
- 申立書(注:本件申立書を指す。)の 第三者の証明欄に記入いただいて おります日様はどのような続柄に

なりますか。: 主人Aの部下でもあり、私の上司でもあった。

(8) 請求人がAとの事実婚関係及び生計維持関係を示す資料として提出した主なものとして、次の各資料が存在する。ア d社(以下「d社」という。)の担当者が作成した電子楽器サービス実施報告書(依頼日平成○年○月○日。実施日平成○年○月○日。以下「本件実施報告書」という。)

イ d 社が作成した納品書兼請求書 (契約日平成○年○月○日。出荷日 平成○年○月○日。以下「本件納品 請求書」という。)

ウ e 銀行が発行した「お振込明細・ ご案内」のご利用控(利用年月日平 成〇年〇月〇日)

エ ○○総司所○○寺○○課が差出人 として印刷された封筒 (消印「○. ○. ○ (注:○○○○年 (平成○年) ○月○日の意と解される。)」) 宛名住所として c 宅が記載され、 宛名人として「G'」と記載されてい る。

オ ○○総司所が発行した f 会員証 (以下、単に「f 会員証」という。) 2通(平成○年度のもの及び平成○ 年度のもの)及び g 会員証(以下、単に「g 会員証」といい、f 会員証 と併せて「会員証等」という。)4通 (平成○年度のもの、平成○年度のもの、平成○年度のもの)

平成〇年度の f 会員証は、「〇〇 司所 I」宛てのもので、宛名住所 2LT[00000000000 ○」、宛名人として「Ⅰ」と記載され た郵便はがきと一体となったもので あり、平成○年度のf会員証は「○ ○司所 I' | 宛てのもので、宛名住 所として「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ○」、宛名人として「I'」と記載さ れた郵便はがきと一体となったもの であるが、いずれも親教授番号は「○ ○○○ | と記載されている。そして、 g会員証はいずれも「○○司所 I'」宛てに発行されたものであると ころ、平成○年度のものは、宛名住 所として「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ○」、宛名人として「I'」と記載さ れた郵便はがきと一体となったもの である。

カ h社が発行した宅急便に係る「発 払 請求書・ご依頼主控」と題する 書面(領収日平成○年○月○日。以 下「本件宅急便控」という。)

依頼主としてc宅を住所とする「G」と記載されている。

キ Aが J 病院長宛てに作成した「C T検査におけるヨード造影剤使用に関する同意書」3通(平成○年○月 ○日付けのもの、同年○月○日付けのもの及び同年○月○日付けのもの)及びERCP(内視鏡的逆行性胆道膵管造影)施行に係る同意書の一部(平成○年○月○日付け)(以

下、これら同意書を併せて「本件医療機関同意書」という。)

いずれも、「家族または保証人」欄の続柄を「知人」とする請求人が署名及び押印をしている。

ク 年賀状6通(平成○年のもの、平 成○年のもの、平成○年のもの及び 平成○年のもの各1通並びに平成○ 年のもの2通)

平成〇年のもの、平成〇年のもの及び平成〇年のものは、いずれも、宛名住所としてc宅が記載され、宛名は「A、G」とされ、平成〇年のものは、宛名住所としてc宅が記載され、宛名は「G'」とされ、平成〇年のものは、宛名住所として「〇〇〇〇〇〇〇 A様方」と記載され、宛名は「G|とされている。

(9) 請求人が審理期日において陳述した主な内容は、次のとおりである。

本件申立書の「② 同居についての申立」欄に記載した内容の趣旨は、請求人とAは既にc宅において夫婦として生活をしており、また、Aの前妻の両親がc宅の近所に住んでいたため、同両親が亡くなった後に籍を入れればよいと、請求人はAと話をしており、請求人の住民票をc宅に移すこともそれまでの間は考えていなかったということである。

請求人は、Aと付き合って17年間、 そして、Aと一緒に生活し専業主婦と して約10年間、Aを支え、Aにも請 求人のことを支えてもらってきたにも かかわらず、それが分かってもらえな いことが悔しく、納得できない。

- 2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
- (1) 保険者は、戸籍上の夫婦でない者を 厚年法第3条第2項にいう事実上婚姻 関係と同様の事情にある者とする認定、 遺族厚生年金の受給権者に係る生計維 持関係の認定、未支給保険給付の支給 対象者に係る生計同一関係の認定等の 取扱いについて、本件通知を定めてお

り、本件通知では、事実婚関係にある 者(事実上婚姻関係と同様の事情にあ る者を指す。)とは、いわゆる内縁関係 にある者をいうのであり、内縁関係と は、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、 夫婦としての共同生活と認められる事 実関係をいい、次の2つの要件を備え ることを要するものであることとして いる。

ア 当事者間に、社会通念上、夫婦の 共同生活と認められる事実関係を成 立させようとする合意があること。 イ 当事者間に、社会通念上、夫婦の 共同生活と認められる事実関係が存 在すること。

そして、生計同一関係及び生計維 持関係の認定については、生計同一 認定対象者及び生計維持認定対象者 が適格死亡者の配偶者で、住所が適 格死亡者と住民票上異なっていると きは、当該配偶者が、適格死亡者と の生計同一関係を認められるために は、次のウ又はエのいずれかに該当 する必要があるとし、適格死亡者と の生計維持関係を認められるために は、加えて、当該配偶者が基準額以 上の収入又は所得を将来にわたって 有すると認められる者以外のもので あることが必要であるとしている。 ただし、これにより生計同一関係・ 生計維持関係の認定を行うことが、 実態と著しく懸け離れたものとなり、 かつ、社会通念上妥当性を欠くこと となる場合には、この限りでないと している。

- ウ 現に起居を共にし、かつ、消費生 活上の家計を一つにしていると認め られるとき
- エ 単身赴任、就学又は病気療養等の 止むを得ない事情により住所が住民 票上異なっているが、次のような事 実が認められ、その事情が消滅した ときは、起居を共にし、消費生活上 の家計を一つにすると認められると き

- (ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること
- (イ) 定期的に音信、訪問が行われて いること
- (2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、Aの死亡当時において、請求人がAと生計を同じくしていた事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めることができないかどうかを検討する。

前記1で認定した事実及び本件記録によれば、Aの死亡当時において、請求人がAと生計を同じくしていた事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めるのが相当である。

すなわち、前記1(8)工及びオによれ ば、会員証等に記載の雅号の変遷及び 会員証等と一体となった郵便はがき部 分に記載された宛名住所から、雅号を 「I」又は「I'」として、f 会員証を 取得した後、g会員証を取得していた 者は請求人であると推認でき、また、 本件申立書及び前記1(9)によれば、請 求人は、平成○年○月に勤務先を退職 後、同年○月から、 c 宅においてAと 同居し、Aと夫婦としての生活を始め た旨を陳述しているところ、同月前の 平成○年度においては、請求人は雅号 を「I」とし、そのf会員証はb宅に 送付されていたことが認められ、平成 ○年度及び平成○年度ないし平成○年 度においては、請求人は雅号を「I'」 に変更し、会員証等と一体となった郵 便はがき部分が確認できる平成○年度 のf会員証及び平成 〇年度のg会員 証は c 宅に送付されていたことが認め られ、「I | から「I' | への雅号の変 更及び会員証等の送付先住所の変更は 請求人の上記陳述とも符合することが 認められる。そして、平成○年○月○ 日の本件宅急便控も依頼主である請求 人の住所は c 宅であることが認められ、 本件実施報告書によれば、平成○年○ 月〇日に、住所を c 宅とする請求人が

d社に対し電子楽器の修理サービスを 依頼し、平成○年○月○日に同サービ スが実施されたが修理完了できなかっ たことが認められ、本件納品請求書に よれば、請求人が「G' | として、同年 ○月○日に修理できなかった電子楽器 に係る部品を d 社に発注し、同年○月 にはc宅において部品交換による修理 がされたことがうかがえるのである。 さらに、上記1(8)クによれば、平成○ 年の年賀状は宛名を「G」としている ものの、宛名住所は「○○○○○○○ ○○ A様方」とされ、それ以外の平 成○年、平成○年、平成○年及び平成 ○年のものは、いずれも、宛名住所は c 宅とされ、宛名には請求人が「G'」 (Aとの連名を含む。) と記載され、そ のうち平成○年のもの以外は、Aとの 連名であることが認められるのである。 加えて、前記1(8)キによれば、Aが平 成○年○月○日ないし同年○月○日付 けで作成した本件医療機関同意書の 「家族または保証人」欄には、いずれ も、その続柄を「知人」とはしている が請求人の署名押印が認められるので ある。そして、本件記録中、請求人の 主張は首尾一貫し、不自然な点も見受 けられず、これらを考え併せれば、前 記1(4)からは、請求人とAが住民票上 同一住所に住所を定めていたことは認 められないものの、請求人は、少なく とも、平成○年の正月には、 c 宅で起 居するに至り、Aの死亡当時までの間、 c宅においてAと同居していたものと 認めるのが相当であり、請求人が 「G' | や雅号「I' | を名乗り、本件医 療機関同意書の「家族または保証人」 欄にも署名押印していたことを考え併 せれば、請求人とAは、その間、前記 (1)ア及びイの2つの要件を備えていた と認めるのが相当であり、事実上婚姻 関係と同様の事情にある者であったと 認めるべきである。

生計同一関係についても、上記説示 のとおり、請求人とAは、少なくとも、 平成○年正月頃からAの死亡当時まで の間、c宅において同居していたこと が認められるところ、前記1(8)イ及び ウからは、請求人がd社に依頼した部 品代及びその取付料がA名義で支払わ れていることも認めることができるの であるから、請求人とAは、前記(1)ウ に該当すると認めるのが相当であり、 Aの死亡当時において、生計同一関係 にあったと認めるべきである。そして、 請求人が基準額以上の収入又は所得を 将来にわたって有すると認められる者 以外のものであったことについては明 らかなのであるから、請求人は、Aの 死亡当時において、Aと生計を同じく し、かつ、Aによって生計を維持した 事実上婚姻関係と同様の事情にある者 であったと認めるべきである。

なお、本件医療機関同意書に記載された請求人の続柄が「知人」であることやAの葬儀に係る喪主が請求人ではなく長男Dであったことについては、前記1(9)によりうかがえる事情からも不自然な点はなく、上記判断を左右するものにはなり得ない。

(3) 以上によれば、Aの死亡当時において、請求人は、Aと生計を同じくし、かつ、Aによって生計を維持した事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認められるのであるから、請求人には、Aに係る遺族厚生年金及び本件未支給保険給付が支給されるべきであり、これと異なる趣旨の原処分は、いずれも妥当でないから、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。